

No. [REDACTED]

2023 年 8 月 9 日

結果報告書

福島県南会津地方振興局局長 様

分析の結果を下記のとおり御報告致します。

[REDACTED]	[REDACTED]
------------	------------

試料情報

試料名 : 変圧器 A
依頼者名 : [REDACTED]
依頼者住所 : [REDACTED]
業務名 : PCB 含有疑い不法投棄物の PCB 含有分析調査実施に係る業務委託
試料採取日 : 2023 年 7 月 28 日
試料受付日 : 2023 年 8 月 2 日
検体番号 : [REDACTED]
試料採取場所 : 福島県南会津郡只見町石伏字沢下地内
採取者 : [REDACTED]
受付方法 : 持ち込み

製造メーカー	型式	製造番号	製造年
東北電機製造	HBP-SR1	393281	昭和 49 年 1 月

方法

絶縁油中の微量 PCB に関する簡易測定法マニュアル(第 3 版) 2.1.2
(平成 23 年 5 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)

結果

分析項目	結果 (mg/kg)	目標基準 (mg/kg)	分析法検出下限値 (mg/kg)
ポリ塩化ビフェニル	12	0.5	0.13

備考: PCB 濃度が処理の目標基準(0.5 mg/kg)以下であるときは、PCB 廃棄物に該当しない。

(平成 16 年 2 月 17 日 環廃産発第 040217005 号)

PCB 濃度が処理の目標基準(0.5 mg/kg)を超えたときは、PCB 廃棄物として適正に保管等の処理並びに届出を行う。(平成 17 年 12 月 19 日 環廃産発第 051219001 号)

No. [REDACTED]

2023年8月9日

結果報告書

福島県南会津地方振興局局長 様

分析の結果を下記のとおり御報告致します。

[REDACTED]	[REDACTED]
------------	------------

試料情報

試料名 : 変圧器 日
依頼者名 : [REDACTED]
依頼者住所 : [REDACTED]
業務名 : PCB 含有疑い不法投棄物の PCB 含有分析調査実施に係る業務委託
試料採取日 : 2023 年 7 月 28 日
試料受付日 : 2023 年 8 月 2 日
検体番号 : [REDACTED]
試料採取場所 : 福島県南会津郡只見町石伏字沢下地内
採取者 : [REDACTED]
受付方法 : 持ち込み

製造メーカー	型式	製造番号	製造年
東北電機製造	HBP-SR1	393280	昭和 49 年 1 月

方法

捨線油中の微量 PCB に関する簡易測定法マニュアル(第 3 版) 2.1.2
(平成 23 年 5 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)

結果

分析項目	結果 (mg/kg)	目標基準 (mg/kg)	分析法検出下限値 (mg/kg)
ポリ塩化ビフェニル	13	0.5	0.13

備考: PCB 濃度が処理の目標基準(0.5 mg/kg)以下であるときは, PCB 廃棄物に該当しない。

(平成 16 年 2 月 17 日 環廃産発第 040217005 号)

PCB 濃度が処理の目標基準(0.5 mg/kg)を超えたときは, PCB 廃棄物として適正に保管等の処理並びに届出を行う。(平成 17 年 12 月 19 日 環廃産発第 051219001 号)

No. [REDACTED]

2023年8月9日

結果報告書

福島県南会津地方振興局局長 様

分析の結果を下記のとおり御報告致します。

[REDACTED]	[REDACTED]
------------	------------

試料情報

試料名 : 変圧器 C
依頼者名 : [REDACTED]
依頼者住所 : [REDACTED]
業務名 : PCB 含有疑い不法投棄物の PCB 含有分析調査実施に係る業務委託
試料採取日 : 2023 年 7 月 28 日
試料受付日 : 2023 年 8 月 2 日
検体番号 : [REDACTED]
試料採取場所 : 福島県南会津郡只見町石伏字沢下地内
採取者 : [REDACTED]
受付方法 : 持ち込み

製造メーカー	型式	製造番号	製造年
愛知電機	SS0-CS	A101181	昭和 48 年 5 月

方法

絶縁油中の微量 PCB に関する簡易測定法マニュアル(第 3 版) 2.1.2
(平成 23 年 5 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物課)

結果

分析項目	結果 (mg/kg)	目標基準 (mg/kg)	分析法検出下限値 (mg/kg)
ポリ塩化ビフェニル	27	0.5	0.13

備考: PCB 濃度が処理の目標基準(0.5 mg/kg)以下であるときは、PCB 廃棄物に該当しない。

(平成 16 年 2 月 17 日 環廃産発第 040217005 号)

PCB 濃度が処理の目標基準(0.5 mg/kg)を超えたときは、PCB 廃棄物として適正に保管等の処理並びに届出を行う。(平成 17 年 12 月 19 日 環廃産発第 051219001 号)